

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言執行費用の取扱い

Q: 今年4月に死亡した父は、遺言書を残しており、その遺言書どおりに適正に相続が行われるよう委託する内容の有償契約を生前に弁護士と結んでいました。この度、父の遺言書どおりに相続財産を分割し、弁護士に遺言執行費用を相続財産から支払いました。この費用は、相続税の計算において債務控除する事ができるのでしょうか。

A: 民法885条には、「相続財産に関する費用」は、相続財産から支弁するつまりまかなうとされています。

この場合の「相続財産に関する費用」とは相続財産が相続人等により現実に承継されるまでの管理保存のための費用をいい、次のようなものがあります。

- ①相続の承認や放棄をするまでの間の相続人による相続財産の管理費用
- ②相続の放棄によって相続人となった者が管理を始めるまでの間の相続財産の管理費用
- ③遺言執行者の執行に関する費用等

しかし、相続税法では、相続税の課税価格の計算上、債務控除することができるものは相続開始時点において現に存在する被相続人の債務（公租公課を含む）と葬式費用とされています。

したがって、遺言執行費用は、遺言者の死亡によって初めて発生するものであって、被相続人の死亡時においてはまだ現に存在する被相続人の債務ではないため、相続財産から支弁する性格のものであっても相続税の計算では、債務として控除する事はできません。

